

第3章 基本構想と施策体系

1 基本理念

教育は人づくり、人づくりはまちづくりの原点であるという認識のもと、次のとおり、基本理念と本市の教育がめざす人物像及びめざすまちの姿を掲げ、その実現に向けた取組を推進します。

【基本理念】

ともに学び 育ち合う 共育きょういくのまち鳴門

教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」としています。

成熟社会を迎えた我が国においては、生活における量的・物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや自然との調和を大切にし、生活の質の向上を優先させる社会への転換が求められています。

これからの教育においては、すべての人の基本的な人権が尊重されたうえで、自らの意志のもとに生涯にわたって学び続け、豊かな人間性とたくましく生きる力を培い、あらゆるライフステージにおいて自らの選択肢を増やし、自己実現と社会貢献ができる人材の育成がこれまでに以上に期待されます。

そのためには、家庭や学校、地域社会における教育の質を高め、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことに加えて、教育をきっかけとして、地域の人材や教育資源をつなげ、それぞれの主体がつながり合い、支え合い、連携・協働して取り組む必要があります。

鳴門市においては、家庭や学校、地域が、地域の将来を担う貴重な人材と一緒に育てるという基本的な認識のもとで教育に取り組み、子どもたちが育ち、親が育ち、教師が育ち、教育に関わるすべての人とまちが共に育つ、「共育」を推進します。

【めざす人物像】

豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会に貢献する人

調和のとれた豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会のために働こうとする心をもち、実行できる人の育成をめざします。

【めざすまちの姿】

生きがいあふれるまち なんと・たくましく生きる力を育むまち なんと

本市の教育がめざす人の育成を通じて、第六次鳴門市総合計画の教育分野において示されためざすまちの姿「生きがいあふれるまち なんと」「たくましく生きる力を育むまち なんと」の実現をめざします。

2 期待される役割

基本理念を実現するためには、家庭、学校、地域、行政が教育におけるそれぞれの役割を認識し、連携・協働して行う必要があります。それぞれに主に担うことが期待される役割については、次のとおりです。

それぞれが役割を認識したうえで、
連携・協働の輪をつなげ、広げていく

地域

- ・地域で子どもを見守り、育てる
- ・地域ならではの体験や学習をする機会を提供する
- ・地域の人材や資源を教育に生かす
- ・地域の防犯や防災に取り組む



家庭

- ・安心できる場所として機能する
- ・心と体を健やかに育む
- ・基本的な生活習慣を身に付けさせる
- ・規律や自立心を育てる



学校 (教育施設)

- ・社会の変化に柔軟に対応し、個々の発達段階や教育的ニーズに応じた質の高い教育を提供する
- ・家庭や地域と連携した教育を推進する



行政

- ・教育や学習水準を保障する
- ・各主体が円滑に活動できるネットワークづくりを支援する
- ・家庭や地域から信頼される教育行政運営を行う



3 基本目標

基本理念を実現するために、次のとおり、基本目標と施策の基本方向を定めます。

(1) 特色ある教育の推進

- ①子どもたちにとって、安全・安心で快適な学校施設の整備に努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで、学校防災や危機管理の充実を図ります。
- ②子どもたちの心身の健全な発育と食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、地産地消と安全で安心な学校給食の提供、食育の充実に努めます。
- ③鳴門教育大学をはじめ、地域や企業、各種団体等、様々な主体との連携のもと、保育所、幼稚園、小中学校の連携を図るとともに、小中一貫教育等、新たな教育課題に取り組みます。
- ④グローバル社会に対応できる、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた子どもの育成をめざし、発達段階に応じた国際理解教育や外国語教育を推進します。

(2) 自ら学ぶ力を育む教育の推進

- ①急速な社会の変化に柔軟に対応する力、自ら学び考える力を備えた子どもを育成するとともに、子ども一人ひとりの発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。
- ②自ら学び考える学習や多様な体験活動を通じて、子どもたちの将来の選択肢と可能性を広げる学力の向上を推進します。
- ③心豊かでたくましく生きる力の基礎を育む就学前教育の推進、家庭や地域と連携した子育て支援に取り組みます。
- ④家庭はすべての教育の出発点という認識のもと、子どもの心身の健康、公共心や道徳心、学びを楽しむ姿勢を育てる家庭の教育力向上を支援します。
- ⑤すべての人が生きがいをもっていきいきとした生活がおくれるよう、生涯にわたって自由に学習する機会を選択し、自ら進んで学び、学習の成果を生かすことができる生涯学習社会の実現をめざします。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ①すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進します。
- ②子どもたちが命の大切さを学び、他者への思いやり等、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会と関わりながら高い規範意識や公共心、道徳心をもてるよう、道徳教育や青少年健全育成に取り組みます。
- ③いじめについて、道徳教育やコミュニケーション活動等を充実させるとともに、家庭・学校・地域・行政が一丸となって、いじめの未然防止と早期対応に取り組み、自分も他人も共によりよく生きようとする心をもった子どもの育成に努めます。
- ④家庭や学校、地域において、子どもたちの読書活動を推進する気運を醸成するとともに、あらゆる人が利用しやすい図書館づくりをめざします。

(4) 健やかな身体を育む教育の推進

- ①運動やスポーツは楽しさや喜びをもたらし、青少年の健全育成や地域の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、多面にわたる役割を担っていることから、すべての人がそれぞれの体力や関心、適正に応じて、生涯を通じて日常的に運動やスポーツに親しむ機会の提供に努めます。
- ②市民やスポーツ関連団体と連携・協働して、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。

(5) 郷土愛を育む教育の推進

- ①貴重な共有財産として地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護と活用を進め、地域との連携のもと、次世代に継承することができる人材の育成と環境整備を進めます。
- ②市民一人ひとりが、本市の豊かな自然や各地域に受け継がれてきた伝統や文化、多様な地場産品と農水産物、地域人材についての認識を深めるとともに、ふるさとへの誇りや愛着を育み、社会の発展に貢献する人材の育成をめざします。

(6) まちぐるみの教育の推進

- ①子どもが減少するなか、子どもたちに将来にわたって望ましい教育環境を提供するため、学校や幼稚園の適正規模や適性配置について、保護者の意見を十分に聴取しながら検討を進めます。
- ②教育行政や学校での教育活動について、計画的な実施と結果の検証、改善につなげ、家庭や地域に対して説明責任を果たすとともに教育の質の向上を図ります。
- ③学校や地域の教育活動がより円滑なものとなるよう、家庭や学校、地域と連携・協働しながら、教育制度の改善や教育のネットワークづくりを推進します。

4 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】

